

社会的企業の展開：日韓市民交流とその比較

柏井, 宏之 / Kashii, Hiroyuki

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

662

(開始ページ / Start Page)

28

(終了ページ / End Page)

47

(発行年 / Year)

2013-12-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009564>

社会的企業の展開

—日韓市民交流とその比較

柏井 宏之

はじめに

- 1 理論と実践をめぐるいくつかの視線
- 2 日韓社会的企業セミナーのあゆみ
- 3 日韓の市民交流 共通性と差異性

はじめに

新自由主義に親和的な日韓両国の社会と経済は、今日、多くの共通項を持っている。

第2次世界大戦後の圧倒的なアメリカニズムの影響、男性稼ぎ主世帯、女性のM字型の就労、格差社会の拡がり、正規雇用の減少と非正規雇用の拡大、若者と女性の失業、学歴社会、高齢化、少子化、首都圏一極集中、農漁村の疲弊、貧困の連鎖、IT社会、儒教的伝統風習といった共通性がとても深い。しかし、社会的排除に対しそれを再び社会に包摂する社会的経済・社会的企業をめぐる位相は大いに異なっている。ここに来て、歴史認識をめぐる議論が加わって複雑性を増しているが、戦前の植民地支配と朝鮮戦争の特需ブームで戦後復興を果たした歴史事実を踏まえた私たちの日韓市民交流の質も問われよう。

新自由主義の席卷と福祉国家の溶解という同じような土俵にありながら、日本は、アベノミクスという市場幻想に衆議院・参議院の両選挙で保守復活となった。韓国でも保守の女性大統領が誕生したが前大統領の格差を広げた政策に距離を置いた。超党派で国会を通過した「協同組合基本法」によって「地域に協同組合を創ろう」という互酬をキーワードとした動きも目立つ。11月には、パク・ウォンスンソウル市長がモンドラゴンやボローニア、ケベック等代表的な協同の街を創った人たちをソウルに招いての企画が行われる。1千万都市の東京とソウルに現れたこの【市場】と【互酬】の異なった社会現象の違いはどうして起こっているのか、その背景の思潮には何があるのか、日韓社会的企業セミナーの歩みを中心に市民交流を比較してみたい⁽¹⁾。

(1) 私は社会運動団体、とりわけ協同組合関係の関連団体の事務局としてかかわってきたが、学際的なものとは違って集会のレジメ、メモや取材を通じた見聞が中心である。

アジアの官治型ガバナンスを突き抜ける構想力へ

2001年1月の大原社研雑誌506号の五石敬路論文「都市、貧困、住民組織—韓国経済発展の裏側」はなぜ、韓国がアジアで先んじて社会的企業の事業推進に官民が連携して関心を寄せるようになったのかの背景説明を描いている。そこでは、貧困層に対する都市政策の展開と韓国貧民運動の歴史が概括される。そして、民主化の進展と「自助」型組織の普及があり、ソウルでの大規模都市再開発のなかで「抵抗」運動型と「自助」運動型がおこっていたことが分析されている。「抵抗」運動型と「自助」運動型との整理は、日韓の社会運動を比較するとき欠かせない尺度といえよう。と同時にその二分法や専門化ではなく、今日問われているのは社会運動の自律性の視点で再包摂・再統合するダイナミックな実践によって、アジアの官治型ガバナンスを突き抜ける構想力・想像力が問われている。韓国では「抵抗」運動型と「自助」運動型は、歴史認識の共通性の上で流動的に統合されるが、歴史忘却の強い日本ではこの2つの流れが「企業」型か国家の「福祉」型の範囲に組み込まれ、社会運動の抵抗・自助の自律的側面を失う傾向をもっている。そのことを日韓市民交流でまなびあうことができるのは刺激的なことだ。

1 理論と実践をめぐるいくつかの視線

終わることのない実験、実践家と理論家の敵対

レイドロー博士の高弟イアン・マクファーソン博士が2012年の協同組合年の締めくくりとその企画継続のために日韓両国を訪れたが、「社会的経済の多元性と地域イニシアチブ」と題して「社会的経済」について歴史的・思想的・実践的側面における複雑性を論じた⁽²⁾。

社会的経済は、資本主義勃興期に、終わることのない実験だとして、19世紀の初期、「政治的な枠組みというよりも社会的な課題や状況」から出発したという切り出しから話を始め、1840年から1860年代に消費者、労働者、地方に住む人々、金融サービスを必要とする人々が協同組合運動の形で「社会的経済」を広げていったというのは理解しやすい。コミュニタリアンたちが、営利目的の企業形態との差異をつくりだし、さまざまな種類の協同組合の制度組織形態を創出、終わることのない実験が社会的経済の実践家たちの差異になっていく。その複雑性の事例の前に社会的経済の実践家と理論家は互いが最悪の敵同士という複雑性を生んだというのだ。それはまるで今の社会的企業をめぐる実践家と理論家、さらに実践家同士の、あるいは理論家同士の議論にも当てはまりそうな話であった。

この話に共感ですますことが出来ないのは、時代を進めるには価値と原則なしには、創造的実践は生まれえないという確信もまた真理だからである。マクファーソンはこの複雑性は多様性でもありさまざまな諸価値のリストから長年蓄積された大きな類似点、①公開性、②民主性、③自立的経営、④サービス志向、⑤参加を基礎とする利潤の分配、⑥コミュニティへの関与、などが次第に見いだせるようになったというが、それは結果としていえることである。今の私たちもまた、最悪の敵同士になりうる実践と理論の切り結びのただなかにいるかのようだ。もっともマクファーソンは、協

(2) 主催・社会的企業研究会、協賛・生活クラブ連合会、2013.2.6。

同組合と非営利組織との関係も複雑と言ひ、それは、ジョン・ホプキンス大学のプロジェクトが「協同組合は利潤を分配している」として非営利組織から意図的に排除したアプローチのため、本来、連携すべき非営利組織と協同組合の関係がとり得ていないと怒っていたから本人自身が論争当事者にもなっていた。実際、日本でこの切断の思想は20世紀後半、大いにもてはやされて席卷し、せつかく力を合わせられるものを切り裂いた罪は大きい。

なぜ21世紀巻頭に社会的企業が輩出したのか

社会的目的をもつ社会的企業がなぜ21世紀巻頭に輩出してきたのか。私たちはその問いを忘れがちである。そこには20世紀の国家の失敗と市場の失敗に対する市民セクターによる対抗と働き方のオルタナティブな登場があった。利潤を目的にするでもなく、権力によって資源を配分するでもない社会的経済は、日本では市場と国家の罨にひきつけられて存在があるにもかかわらずかき消されてきた。敗戦を終戦と呼ぶこの国にあっては非営利・互酬の原理で設立された場合でも、市場のもつ強いヘゲモニーによって市場の言葉で語るハイブリッドが横行する。市民社会がリードする互恵に基づく交換と再分配という資源配分方式がきちんと稼働できない現実がつづく。しかし点と点に連なって「社会的排除」に立ち向かう社会的企業は、何をどう変革するかという問題意識やオルタナティブな想像力をもたない限り、現実追従に逆戻りさせられる。

その結果、再び20世紀の国家と市場の磁場がたち現われる。社会的企業を福祉国家の枠組みに位置付ける流れは強い。国家や自治体が税の再配分として市民社会と共働するイメージを押し出し、結果として官治型のなかに事業と運動が取りこまれることが起こる。共同性をもっていた事業体に縦割り・人事異動が発生してくる。現代におけるラッサール主義がここにみられる。逆に社会的企業が官治型を嫌って市場のインセンティブに期待して企業の社会貢献を押し出す流れには、個人の起業家精神に過度に依存しすぎて運営の民主性や自治が失われる例は枚挙にいとまがない。いずれもスタッフと当事者は分けられる。これに対し、20世紀末におこったアソシエーション革命、国家でもなく市場でもなくコミュニティにおける人間関係資源を生かした現代の互酬性の復権として社会的企業をとらえるとき、その非営利性と共働・共生を基調とするサードセクターは、ポスト産業社会の新しい働き方の主体形成と仕事そのものを創りだすだろう。そのことを追求した日韓の事例と議論が日韓市民交流の歴史として少なくとも4半世紀にわたって続いている。

官治型で始まった日韓の社会的企業

2007年、韓国で社会的企業育成法が成立、2009年ソウルで第1回日韓社会的企業セミナーが開かれた。社会的排除にあう象徴として韓国障碍權益研究所と日本の共同連を包む形で、在野の社会的経済連帯会議が研究者のシンポジウムを開き、セミナーの当事者と実践者を激励する布陣で企画された時のことがよみがえる⁽³⁾。そこには「社会的排除」にあう当事者を囲むアジアに先行した社会連帯の構図があった。そこに韓国の社会的経済を担う人たちの自負があった。ベルギーから招

(3) 拙稿「排除にあう人々の社会統合、労働統一アジアで始まった第3セクター形成の取組み」共同連機関誌「れざみ」129号。

請されたEMESのドウフルニが出席，2つの点を強調した。1つはアジアでの社会的企業法制は日本の介護保険法，韓国の社会的企業育成法で始まった。しかしヨーロッパに比べて日韓とも官治型の性格がきわめて強い。2つはヨーロッパにおける社会的企業は39のハイブリッド型で多様であるとしてそのタイプを紹介した。

私はその時，ドウフルニが，近代化以降も儒教文化圏で官治型の強い日韓両国にとって，そのことを正確に指摘しながら，始まったばかりのサードセクターの確立と自律への激励

ではなく，いきなり市場と国家とのハイブリッドを紹介する切りだしに，EUの中道左派の敗退の陰りが講演の背景にあると感じた。ヨーロッパの連帯経済の現場で着目されていたのはステークホルダーへの重視であったはずだ。私の担当する分科会にやってきた金起燮ドウレ生協連合会常務理事は，ドウフルニ講演に〈想像力〉という言葉を用いて，荘子の胡蝶夢を引いて語った言葉が忘れられない。結論はこうだった。「経済には市場化されることによって効率を発揮する領域と市場化には合わない領域が存在し，その境界を混同せず社会的脈絡でそれぞれの経済を成立させること，さらには非市場的市場，つまり互惠市場が根を張って既存市場の変化をもたらすことが重要である」と反論してきたというのだ。彼は神戸大学で遊び，1990年代初めに韓国に生協がなかった時代に，信協からの派遣で生協研修に日本に来た人たちに交じって議論し合った旧知の中で，フェアトレードをドウレとグリーンコープを結んでアジアネットワークを広げていた。市場とは別の非市場形成の実践がいわせた言説であった。理論家はこの実践家が瞳の様に大切にしているこの区別を尊重しない。

金起燮と同じようなことを言ったのはボローニアでのスタック協同組合連合会副会長である。イタリアの経済危機のなかで企業が障害者雇用率をさぼることについて，「資本とはそういうものだ。資本家がやらない時には社会協同組合が代わって担うだけだ。経営者が倒産して逃げるときには労働者管理して労働者協同組合が事業を引き継ぐだけだ」⁽⁴⁾と。マルコーラ法は労働者が出資して事業再開・継続する場合，行政はその出資の5倍を貸し付ける制度もあった。それを活用した製靴労働者生産協同組合を招いて倒産から自主生産に転じたパラマウント製靴労組との交流を行ったことがある。EU発足の中でこの制度も消えたが，そうした既存市場を互惠市場に変化させることは可能なのだ。

人間関係資源に基づく互酬性の労働は，「考える労働」で賃労働の疎外された労働とは異なっている。価値と目的をもつ事業活動はその担い手にさまざまな役割を生み出す。その新たな役の機能によって人はますます社会的になり，共働性を育てる「考える人」となる。そこに近代の「指示-



ドウフルニに日本の社会的企業の著書を贈って懇談する北島，藤井，津田，柏井（左から）

(4) 拙稿「世界に展開するモンドラゴン，地域に根付く北イタリア」(『社会運動』2001.10)。

命令」のタテ社会を克服する21世紀の共生の労働論理と倫理が育つ。市民社会が形成されるとはそういう日常性が地域に生み出されるということであり、地域をもたないグローバリズムとは対極に位置することになる。

自律的社会的企業の実態調査や理論解明進む

さて今、厚生労働省は、「生活困窮者自立支援法」をだし、その議論のなかで社会的企業を初めて出してきたが、法案自体では言葉としては使わなかった⁽⁵⁾。ヨーロッパの「社会的排除」や韓国の「脆弱階層」のように働く場を創りだす施策ではなく「生活困窮者」の「社会的孤立」に福祉的施策で対応しようとする立場で、「就労」そのものについては民間活力に期待することだけが前面に出て、むしろイギリスのキャメロン保守党政権のビックソサイエティ論に近い。

日本の自律的な社会的企業に的を絞って東西の事業所の実態調査と議論をまとめた先例に『誰も切らない、分けない経済一時代を変える社会的企業』がある⁽⁶⁾。ボルザガが2009年大阪で障害者運動やホームレス運動と出会って「ヨーロッパとは違う自律性」と評価してくれた記録を含むものだが、今一番注目し共有したいことは、今年3月、福原宏幸大阪市大教授らがまとめた待望の日本と韓国の先進的な「社会的企業」についての調査報告が出たことだ。ホームレス資料センターが「生活困窮者・孤立者の就労による生活再建の先進事例とあるべき仕組みに関する調査研究事業」の報告書である⁽⁷⁾。この報告を受けて6月1日、大阪で（特非）共生型経済推進フォーラム（津田直則理事長）が「制度のすき間で【社会的排除】にあう就労困難者の労働の場を考える！—社会的事業所促進のための法制度を—」を主催し、調査結果を福原教授から、「生活支援戦略」についてどう評価するかを斎藤共同連事務局長から受けてパネルディスカッションを行った。

6、7月、日本弁護士連合会は「生活困窮者の就労支援と社会的企業」の韓国編と国内編の調査報告を発表した⁽⁸⁾。これを受けて7月22日、東京で「生活困窮者に対する就労支援を考える～韓国調査を踏まえて・『中間的就労』の課題と可能性～」のシンポジウムを行った。この2つの日韓の社会的企業の現状比較報告から課題を焦点化する議論が一步前に進んだ。6月には藤井敦史・原田晃樹・大高研道編の『闘う社会的企業』（勁草書房）や藤村正之編の『協働性の福祉社会学』（東京大学出版会）が出版され、多くの草の根に埋もれていた実態と声が理論的に解明された。

なかでも柄谷行人が『世界史の構造』（岩波書店）で社会的構成体を交換様式から、A贈与の互酬、B支配と保護、C商品交換、そしてそれらを超える交換様式Dによって形成される世界システムの魅力ある提起がされ、BやCによって抑圧されていたA（互酬性の原理）の回帰、それも「抑圧されたものの回帰」と論じたことによって、国家や市場のとりわれから解放放ったのは大きな意味があった⁽⁹⁾。先に私は社会的企業を「現代の互酬性の復権」と書いたが、近代にとられる人からは共同体を嫌う議論の遮断にあってきた。古い共同体の閉鎖的同質体質への嫌悪がそうさせる

(5) 参議院での安倍内閣不信任案で廃案になったが、参議院選挙後の秋の再提出は既定のコースだ。

(6) 共生型経済推進フォーラム編、柏井宏之・境毅企画、同時代社刊、2009.10。

(7) 厚生労働省平成24年度「セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉事業」報告書、2013.3。

(8) 『賃金と社会保障』（旬報社）1588号、1589号2013.6-7。

(9) 2010年発行以来11版を重ね知的世界を牽引している。

のだろうが、協同組合運動は近代の都市と農村を結んで一人1票で互酬性を再生させてきたものだし、1930年代にフォーケの『協同組合セクター』論や「市場を社会の中に埋め戻す」としたポランニーの『大転換』の市場・再分配・互酬論を知るものにとっては本来、常識とすべき概念である。新たな世界システム論の魅惑的な展開で、若者世代はこれをバネにしてもらいたい。

これより先、グラムシ研究者松田博によって「人間社会を分裂せしめている内部矛盾」の克服過程は、「政治社会の市民社会への再吸収」、「政治社会（国家）の消滅とソチエタ・レゴラータ（自己規律的社会）の実現に至るまで、おそらく数世紀にわたって持続する歴史的時代」に他ならないとし、「サバルタン論を欠いた市民社会論」も「市民社会論を欠いたサバルタン論」も一面的な議論であると提起したことで、「社会的排除」を「社会的包摂」に変える社会的企業の意義と背骨が定まった⁽¹⁰⁾。

「当事者」を外に拓いた共同連の役割

ここでなぜ、障がい者運動から生まれた共同連の役割をとくに重視するかについてふれておきたい。貧民運動と障がい者運動は社会的排除にあう人たちの伝統的な社会運動であるが、韓国では貧民運動の役割が大きかったように、日本では障がい者運動の役割が大きく、共同連はそのヘゲモニー性においてぬきんでている。

1970年代、イタリアに起こった社会的協同組合は、バザーリア医師の精神病院の施設解体運動によって、隔離にあう人々の就労を地域社会に包摂する運動として拮がった。日本では車椅子利用者の乗車拒否にバスを占拠して「街に出よう！」の青い芝の会に象徴される闘いをきっかけに、1970年代「働きたい」という思いを持って障害者やその家族、その関係者が立ち上がって「作業所」がつくられる。国の認可を受ける「授産施設」も増え続け、2000年代には作業所は6,000、授産施設は3,000を超え「福祉的就労」で働く障害者が生まれた。一般雇用はわずかに1%、福祉的就労に20万人が生活できない低い工賃に甘んじ事実上隔離された。それを脱するために1984年、共同連（差別と闘う共同体連合）が大阪で結成、「共に働く」の共働作業所運動を開始する。「障害のある人もない人も“共に働く”」理念のもと、共働事業所作りを推し進め、現在は「社会的排除」にあう人々とのネットワークを打ち出し、「社会的事業所促進法」の法制化運動を展開している⁽¹¹⁾。

1995年、第1回日韓国際障害者交流をソウルで障害者友権益問題研究所と共催して開き、固い連帯を結んでアジアでの社会的排除にあう人たちの就労を軸とする包摂をめざす社会的企業の制度化を目指す。2001年、名古屋での第18回大会で、イタリア社会的協同組合を招き、2003年には車椅子の当事者を伴って精神病院解体後のトリエステの社会的協同組合を訪問したり、2004年にはローマの労働統合型のB型事業連合会のマロッタを招いて東京・大阪・横浜の4か所で歓迎集会を開いて日本の市民社会に大きな衝撃を与えた。同じ2004年には日韓が手を携えてマニラで第1回アジア障害者国際交流を開き、以後ベトナム、中国東北部、台湾と連続的にアジアネットワーク

(10) 松田博『グラムシ思想の探求』（新泉社）2007。

(11) 齋藤縣三、共同連の「共に働く」実践と「中間的就労」への提案、2013。

を広げ、2013年11月には台湾で第4回アジア交流を開く。国内にあつては2004年滋賀、2006年札幌に「障害ある人ない人が対等に働く新しい職場」として支援する独自の自治体補助制度を実現している。2009年、箕面の全国大会で「社会的事業所促進法」の制定運動を提起、2012年7月、ホームレス支援全国ネットワーク、労働者協同組合連合会、ワーカーズ・コレクティブ・ネットワーク・ジャパン、ジャパンマック、日本ダルク本部の6団体の連名で、「社会的事業所促進法」の法制化の「要望書」を山崎厚労省社会・援護局長に提出した。それに先だって2011年、アルコール中毒を克服して地域生協の共同購入に支えられた豆腐生産の社会的企業チャロサランのキムドムナム社長を招き、2012年には、ソウル市の小型家電の廃棄物リサイクルを成功させた社会的企業のSRセンターのイ・ドンヒョン所長を招いた。社会運動、環境運動からはじまり、その労働は共同連の「共に働く」考え方に近い、公平分配の工場運営を行っていた。厚労省生活困窮者自立支援室が「多様な働き方」を構想中で、韓国社会的企業育成法にも関心が高かったことから厚労省内でのイ・ドンヒョン氏を囲む勉強会が行われたほどだ⁽¹²⁾。

このように共同連は、実践を通じて当事者の立場から横に拓いて議論し合い、政策提起することへの評価は高い。とりわけ日本の非営利事業や社会的企業には、スタッフと当事者を分ける事業運営が多い中で、障がいある者もない者も「共に働く」職場創出は、イタリアの社会的協同組合B型のように、横断貸率で賃金が決まり、最賃以上の支給があるのと違い、日本では、内発的・運動的自覚を広げ、「指示する人・される人」のタテ型の仕組みをヨコ型に組みなおす困難な課題にチャレンジする担い手として期待されている。

また、反差別運動の現代化に取り組む流れから、大阪西成の「まちおこし」に拓いて社会的排除にあう人たちの就労を「総合評価制度」という入札制度の中に加点する仕組みで障害者雇用率を大幅に引き上げた株ナイスの独自の取組みがある⁽¹³⁾。釜ヶ崎支援機構はそのナイスとジョイントして都市公園管理共同体をつくって「公園で寝てる人を公園で働く人へ」の社会的就労を進めている。

2 日韓社会的企業セミナーのあゆみ

第1回日韓社会的企業セミナー（2009）ソウル

（1）政府需要による形成と自立的主体の弱さを指摘（李ヨンファン）

当事者運動の交流の場であった第1回日韓社会的企業セミナーにもどすと、李ヨンファン聖公会大学教授は、2000年以降の「熱気の障害者福祉運動」をふりかえる言葉から始めたが、韓国の社会的企業が“政府需要拡大による形成と自立的主体の弱さ”にふれたのは勇氣ある自戒であった。

「社会的企業に対する関心の高さは国民の政府（金大中）及び参与政権（盧武鉉）下だけでなく、それらの政権とは対立する現政権（李明博）下でも持続されている。また社会的企業の認証事業を主導している労働省だけでなく、ソウル市のような地方自治体でも独自に社会的企業の育成として、

(12) 韓国「社会的企業育成法」とSRセンターの実践（『日本発 共生・共働の社会的企業』現代書館）2012。

(13) 富田一幸 地域社会の新しい可能性を拓く「大阪①中間労働市場と社会的企業」（調査季報 vol.171）横浜市政策局政策課 2013.2。

今後3年間に1千ヵ所のソウル型の社会的企業を育成する」と、官主導型の制度化の様子を冒頭にあげた。その認証は09.9段階で252、総申請数の49.2%、地域的にはソウル中心の首都圏で45.5%を占める。業種別では福祉部門が全体の42%（サービス21.3%、看病・家事支援12.7%、保育8%）、環境16%、文化芸術5.3%、教育4.1%、保健3.3%、分類が難しいその他の項目が29%と多い。主な目的が脆弱階層のための就労の提供（労働統合型）が70.3%と高く、社会サービスが続き、地域開発は比較的少ない。その母体は労働省の社会的就労創出事業を行なった団体52.5%、障害者作業場16.2%、自活共同体14.9%で、全体の87.1%が政府の財政支出を受けている。組織形態は非営利法人59.4%、営利会社40.6%と報告した。

李教授は、社会的企業の実態はまだまだとし、本来、土台となっている社会的経済は市場と国家へ従属されていない自発的市民社会の領域での固有の経済活動とし、特に市場経済の破壊力をけん制する民衆の暮らしを支える意味を強調した。日本ではNPO法成立以降、このような見解は行政や企業とのコラボしていく流れだけが強調され、かき消されている。

韓国の社会的経済については、1998年に制定された生活協同組合法の下での180の生協、10余りの労働者協同組合（準）、国民基礎生活保障法による350の自活共同体をあげ、自活事業、社会的就労づくり、障害者職業リハビリ施設などの2,533ヵ所での4万2千人、NPO（市民社会団体）・生協・労協の23,238団体60万人の潜在的資源をあげた。

（2）「就労の形態に5類型」を解析（北島健一）

藤井敦史立教大学教授が、日本において社会的企業の制度のない中での3つのアプローチにふれた。企業サイドからのアプローチ、行政サイドからのアプローチ、サードセクターからの動きである⁽¹⁴⁾。

北島健一立教大学教授は、分科会で、社会的排除にあう人たちの就労が各種の就労とどのような位置関係にあるかを就労の形態として5類型を示した。①「労働市場政策のアクティベーション」のロジックのなかに「労働統合型の社会的企業」があり、②「福祉から就労へ」のロジックに韓国の「国民基礎生活保障法」の条件付受給者向けの自活事業プログラム、③「雇用創出」のロジックに、「雇用なき成長」という事態を背景に「地域社会雇用創造」で雇用をもっと質の高いものにするために育成法を推進、④「地域発展のロジック」にイギリス、アイルランドのコミュニティビジネス、⑤「公共サービスの刷新のロジック」の5つによりわけた。EMESの社会的企業研究は資源のハイブリッド性を強調、市民的な連帯から生まれた社会的企業はこれらと切り結びながら展開することになるとし、就労の困難な人々の「労働を通しての社会統合」をめざすという実践から「福祉から就労へのロジック」にたって出てくる政府施策と切り結ぶ必要がある。「労働を通しての社会統合」をめざすということの積極的な意味を明快に打ち出し、福祉的な立場からのものではない批判をしていく必要を強調した。その場合に「雇用創出のロジック」にからめとられないように、それと区別されるものとして、就労困難層の社会統合という課題を明確に掲げておく必要を強調した。なぜなら、雇用創出あるいは地域産業の創出のロジックにからめ取られると、就労困難層より

(14) 藤井敦史「日本における社会的企業概念の受容と公共政策」2009.11。

は労働市場にいつそうよく組み込まれた失業者が優先する傾向が生まれてくることが、ヨーロッパの経験から指摘されているとした。各国比較を通してピンポイントをおさえた画期の整理だった。

また日本政府の「緊急雇用対策」(09.10.23)の中に、公式に社会的企業を位置付け「新たな雇用の場」として、NPOや社会的起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する動きがある。特に、若者など困難に直面する人々を雇用に結びつける「地域社会雇用創造」「介護雇用創造」「グリーン(農林・環境・エネルギー・観光)雇用創造」の3大分野にふれた。このプログラムの狙いは「地域社会雇用」という一つの「成長分野」の育成を考えているようでもあり、また、雇用支援そのものを一つの産業と見立てているようでもあり、また、就労困難層の『働きながら職業能力を高める』雇用プログラムに力点が置かれているようでもあり、はっきりしないが、雇用創出と就労困難者の労働統合の両方の要素を含んでいるように思われると指摘した。

第2回日韓社会的企業セミナー(2010)大阪・東京

(1)「中間的労働市場」(準市場)の必要性を提唱(福原宏幸)

2010年の第2回日韓社会的企業セミナーは、大阪と東京で4日間開かれた。大阪は反差別連帯の地であり、そこへ日本の法制化運動の激励に韓国から障害者65名が大挙来阪し、当事者同士の交流が盛り上がった。共生型経済推進フォーラムの共催と大阪市立大学の福原宏幸教授らの都市研究プラザの協力を得て開催された。基調報告の福原教授は、東日本大震災と原発事故後の失業施策と制度のすき間で「社会的排除」にあう就労困難者に、阪神大震災後に実施された時限付きの「中間労働市場」という準市場の必要性を強調した⁽¹⁵⁾。

東京では、オリンピック記念青少年総合センターや東京都庁でのチャン・ウォンボン聖公会大学教授の基調報告とイ・ウネ(社)Seed,S常務理事の実態報告のセミナーのほか、国会内の衆議院国際会議室で、民主党が政権交代をはたした中、内閣府の社会的企業への見解をたざした。出席した山内健生内閣府審議官は「社会的企業等を支える環境整備のあり方について検討を進める」とし、なぜ「検討」なのかについて、「ひとつは企業の側からの議論、会社法からくる議論で、逆にもうひとつは非営利法人制度、協同組合やワーカーズ・コレクティブなどからの議論がある。どちらのサイドからもかなり強硬な反対意見もある議論」とし、「決して後ろ向きではありませんが、制度化に向けて検討をスタートさせたというところまで言える状況ではない」と述べた⁽¹⁶⁾。この議論を契機に内閣府の「一人ひとりを包摂する社会」特命チームは翌年2月の第2回会合で、日本の議論に抜け落ちていた「社会的排除/包摂」についての概念整理⁽¹⁷⁾を福原教授が行い、そのレジメがホームページでも見るようになってきた。

(2) 社会的必要を解決するための代案的実行(チャン・ウォンボン)

チャン・ウォンボン教授の基調報告「再分配・市場交換・互惠の複合経済として社会的企業イン

(15) 福原宏幸「日本における就労困難者支援と労働統合型社会的企業の役割—労働市場研究からのアプローチ」2010.11。

(16) 「社会的事業所促進法」法制化の実現に向けて—国会議員と当事者、日韓研究者との意見交換—日韓の法制度をクリアにするトーク(第28回共同連全国大会東京実行委員会発行パンフ)2010.11.24。

センティブ構造の現実と課題」は、認証社会的企業353社の登場を背景に力強く展開された⁽¹⁷⁾。「社会的企業は市民社会において多様な社会的必要を充足させるための国家と市場の空白をうずめる最も積極的な形態の共同生産の主体として登場した媒体」、「社会的企業を媒体に自分たちの社会的必要を解決するために積極的な代案の実行の行為者として登場することができた」、「何より市民社会の力量は、このような混合構造形成において最も重要な変数になっている」とし、「その構造内で市民社会は、国家と市場に対する同等な共同生産の主体として登場することもできるが、その反面、国家行政のための質の低い下位パートナーとして動員の対象となったり、利潤メカニズムによって市場化される退行の可能性を持っている」点を警告した。社会的企業が福祉国家の民営化手段として転落し安い費用で国家福祉を代替しているのではないかというヨーロッパの非営利組織の市場化傾向を批判する意見を紹介しながら「社会的企業が直面している制度的同型化」が最も説得力ある危険と指摘した。

少し脇道に入るが、日本での初の社会的企業制度とダブル二に指摘された「介護保険制度」を考えると、この制度が国家行政のための下位パートナーや市場化への退行への批判・検証を日本の当事者の事業団体で行ってきたか、市民社会で争点化されてきたかが問われよう。介護保険発足当時、企業の参入として鳴り物入りで登場したグッドウィルが制度の報酬不正請求事件に示されるように甘い汁を吸い、また数度の制度改編の中で行政指導が強まり、ケアマネージャの判断権をはぎ取る不要論まで展開して下位パートナー化がすすんでいる。とりわけサービス利用者の72%が在宅の中で、需要の多い訪問介護のワーカー不足は最大の問題であるが、立教大学服部万里子講師は、在宅要介護者の生活困窮で自費が増加、介護難民の増加が背景にあると語った⁽¹⁸⁾。ヘルパー確保の困難は①生活援助8割減で報酬減、細切れて訪問困難、②定時巡回、随時訪問、③サービス付き住宅+介護、④小規模多機能、⑤要支援の介護予防事業移行のそれぞれで利用者が減少、⑥介護職員初任者研修でヘルパー減少、⑦介護福祉士が在宅に来ないなどの要因があると指摘した。これは介護現場を多く持つWNJにして初めて明るみにしえた議論である。

チャン教授はEMESの「労働統合領域において社会的企業の社会経済的实践」（2001～2004）の研究結果と韓国の自活共同体と社会的企業205か所の1,053人の「韓国の労働統合社会的企業の研究」（2008.12～2009.1）を比較する図表3点（次ページ表1、2、3参照）を示した。韓国の事業類型は就労創出型が50.1%と群を抜き、社会サービス提供型は9.9%、混合型25.7%、その他14.1%である。組織形態は社会的企業58.6%、会社41.6%である。「雇用なき成長の時代」、労働市場から排除されていく長期失業者、若者・女性失業、未熟労働者、高齢者、障害者など勤労階層に「脆弱階層」の規定で、社会的企業という「働く場」を提供する試みは、低い水準の職業能力28.6%、高齢者25.7%、長期失業12.2%、身体的障害7.0%と「全般的に脆弱階層のための労働統合と就労提供を目的とする社会的企業の目的はある程度達成している」と語った。

イ・ウネ常任理事が「社会的企業法定の背景と内容そして制定以後の変化」を4段階に分けて

(17) 第2回日韓社会的企業セミナー（資料）別冊 注15と同時掲載2010.11。

(18) WNJ2012年国際協同組合年ワーカーズ・コレクティブまつり「協同組合地域貢献コンテスト」最優秀賞受賞記念「介護保険改定の問題提起」服部万里子 2012.12。

詳述し、実践家には好評だった。

チャン、イ両氏は、合間をぬって大阪・浪速での日韓障がい者同士の運動交流や東京・荒川の企業組合あうんを訪問した。あうんは法制のない中、企業組合でホームレス、引きこもりの若者、シ

表 1 労働統合社会的企業の従業員（直接応答）の脆弱要因

| 不利な条件類型 | 韓国 | | ヨーロッパ | |
|---------------------------|-------|-------|------------|------------|
| | 人数 | % | 男 | 女 |
| 長期失業 | 123 | 12.2 | 26.2 | 43.4 |
| 低い水準の職業能力（技術、経歴など） | 289 | 28.6 | 8.8 | 14.2 |
| 壮年層の参加（25歳以下） | — | — | 2.9 | 1.8 |
| 高齢者（55歳以上） | 260 | 25.7 | 1.8 | 1.8 |
| 身体障害 | 71 | 7.0 | 7.0 | 6.5 |
| 個人的な脆弱（薬物、アルコール中毒、家庭問題など） | 22 | 2.2 | 27.2 | 12.4 |
| 移住民 | 5 | 0.5 | 5.5 | 2.5 |
| 精神的障害 | 48 | 4.7 | 10.6 | 7.2 |
| 難民 | — | — | 1.8 | 0.4 |
| その他（在監者、成人浮浪者など） | 112 | 11.1 | 8.2 | 9.9 |
| 小計 | 1,012 | 100 | — | — |
| 無応答 | | 41 | 3.9 | — |
| 総計 | | 1,053 | 100.0(489) | 100.0(445) |

資料：チャン・ウォンボン（2009c）

表 2 労働統合社会的企業の従業員（責任者の応答）雇用適合性

| 区分 | 雇用可能性の水準（%） | | | | | | 総計 | |
|-------------------------|-------------|-------|-----------|-------|-----------|-------|------------|-------|
| | 容易 | | 部分的可能 | | 困難 | | 韓国 | ヨーロッパ |
| | 韓国 | ヨーロッパ | 韓国 | ヨーロッパ | 韓国 | ヨーロッパ | | |
| 長期失業 | 386(85.0) | 26.5 | 51(11.2) | 36.4 | 17(3.7) | 37.1 | 454(100) | 100 |
| 低い水準の職業能力（技術、経歴など） | 325(56.6) | 17.0 | 184(32.1) | 44.3 | 65(11.3) | 38.7 | 574(100) | 100 |
| 青年層の参加（25歳以下） | 24(82.8) | 36.4 | 3(10.3) | 54.5 | 2(6.9) | 9.1 | 29(100) | 100 |
| 高齢者（55歳以上） | 653(84.5) | 11.1 | 105(13.6) | 38.9 | 15(1.9) | 50.0 | 773(100) | 100 |
| 身体障害 | 245(63.6) | 9.8 | 81(21.0) | 27.9 | 59(15.3) | 62.3 | 385(100) | 100 |
| 個人的な脆弱（薬物、アルコール中毒、家庭問題） | 68(66.0) | 16.9 | 32(31.0) | 37.0 | 3(2.9) | 46.0 | 103(100) | 100 |
| 移住民 | 19(21.6) | 24.3 | 69(78.4) | 64.9 | — | 10.8 | 88(100) | 100 |
| 精神的障害 | 137(30.6) | 11.8 | 175(39.1) | 28.2 | 135(30.2) | 60.0 | 447(100) | 100 |
| 難民 | 1(100) | 9.1 | — | 36.4 | — | 54.5 | 1(100) | 100 |
| その他（在監者、成人浮浪者など） | — | 24.1 | — | 39.8 | 4(100) | 36.1 | 4(100) | 100 |
| 総計 | 1,858(65.0) | 18.7 | 700(24.5) | 40.8 | 300(10.5) | 40.5 | 2,858(100) | 100 |

表3 第3セクターとの関連の中で社会サービス体制の類型別の特徴

| 区分 | 政府主導モデル | 組合主義モデル | 市場主導モデル | 第3セクター 主導モデル |
|--------------------------------------|------------------|-----------------|------------------|---------------------|
| 主要国家 | スウェーデン (オランダ) | ドイツ | イギリス (アイルランド) | イタリア |
| 福祉体制 | 社会民主主義 | 組合主義 | 自由主義 | 南ヨーロッパモデル (組合主義) |
| 福祉混合の主導性 | 公共部門 | 公共部門/ 第3セクター | 民間営利部門 | 第3セクター |
| 社会サービスで 第3セクターの資金調達 ¹⁾ | 70/10/20 | 65/5/30 | 39/31/30 | 57/7/36 |
| 社会サービスの政府支出水準 ²⁾ | 高い (19.91/3.5) | 中間 (9.52/1.9) | 低い (5.52/2.9) | 低い (2.34/1.2) |
| 第3セクターの社会サービス | 低い (17.8) | 高い (38.8) | 低い (13.1) | 高い (27.5) |

ングルマザー、手帳を持たない障がい者の就労の場となり、リサイクル、便利屋などの就労の場を全員参加型の運営で時給1,200円を実現している。その場を訪れメンバーと車座で懇談、法制がなかった時代の貧民運動の役割に触れ、その自律性の重要性を語った。日本弁護士連合会貧困問題研究会のメンバーも同席、これを契機に日韓の社会的企業調査につながっていく。

第3回日韓社会的経済（社会的企業）シンポジウム（2011）ソウル

(1)「期限切れ」前に事業の継続性めぐり議論（韓国）

2011年、第3回日韓社会的企業セミナーは、ソウルで日韓社会的経済（社会的企業）シンポジウムとして11月18、19日に韓国社会的経済連帯会議の主催で開かれた。育成法の期限切れから脆弱階層への労働統合型重視の転換を迫る議論や地域重点、協同組合基本法の動きが中心となった。

参加団体はナムムの家協議会、ドゥレ生協連合会、全国地域児童センター協議会、障碍友権益問題研究所、全国失業克服団体連帯、韓国代案企業連合会、韓国女性労働者の会協議会、韓国医療生活協同組合連帯、韓国地域自活センター協会、韓国YMCA全国連盟、大韓YWCA連合会、シンナムン組合、社会投資支援財団、シンナムン文化学校、全北社会的経済ネットワーク準備委員会、春川社会的経済ネットワーク、聖公会大社会的企業研究センター、ハンサルリム、icoop生協、韓国都市研究所の20団体にのぼる。韓国社会的経済連帯会議が人件費・事務所の補助金が期限切れまじかの事業継続のために前面に登場した。

韓国の社会的企業育成法による起業が法の施行5年で600近くに及び、予備2年間と認証3年間の行政からの人件費支援や事務所費補助が2011年度で切れる事業体が続出してくることもあって、事業当事者が社会的企業とそれを支える社会的経済についての理念的理解にとどまらず実務的な事業的継続課題の改善の段階に入ったとする韓国側の認識が背景にあった。そのため社会的排除の当事者を軸にする議論から社会的事業を継続させるための体験報告が柱になった。2011年10月末現在、認証社会的企業は565企業（雇用提供型59.5%、首都圏所在60%）、雇用人員約1万5千人余り（首都圏の比率41.5%）、脆弱階層の雇用比率約70%、2010年からは自治体の積極的参与によって予備社会的企業は1,400企業（ソウル型は337企業）や町企業が自治体で設立・準備されていた。

「社会的企業は韓国社会にあつて企業の社会的責任を強調する一つの環境となつており…市民社会団体にあつても草の根民主主義を実現できる手段となつており、地域社会の問題を解決するオルタナティブな手段を提示し、市民社会団体の活動方式の多様化と発展に寄与する肯定的側面をもつている」ことがあげられた。また「資本と能力競争中心の経済活動秩序とは異なる協働と生かしあひの観点からもう一つの経済活動を組織しているという点で、社会的企業の登場は社会と経済に別の原理からアプローチしようとした社会的経済の21世紀の組織形態でもある」ともされた。

分科会でワーカーズ・コレクティブが原発事故後の食品の放射能測定を生活クラブ連合会から事業委託をうけて行つている報告がNPO「この指止まれ」の井瀧佐知子から行われた。しかし、制度補助金の期限切れをどう乗り越えるかに関心が集中、そのため排除される当事者間の日韓交流が充分できなかったことでは課題を残した。

(2) 社会的企業振興院、SRセンターを訪問（日本）

共同連を中心に日本の参加者は前日に、城南市に昨年開設された社会的企業振興院を訪ねた。雇用労働省傘下の社会的企業の認証・支援の唯一の機関で、脆弱階層への就労促進の法の施行5年で認証社会的企業は600近くに及び1,400の予備社会的企業への支援の実態を聞いた。共同連が提起している「社会的事業促進法」にとつても独立した機関として参考になる仕組みだった。その後ソウル市がつくつた社会的企業家電リサイクルSRセンターを訪問、脆弱階層が就労するその作業ぶりに触れ、翌年5月の招請につながつた。

日韓社会的経済（社会的企業）シンポジウムでは、孫鶴圭民主党代表から提出された「協同組合基本法」がハンナラ党、民主党、民主労働党の超党派で提案をすすめられているという動きが報告された。5人以上の少数者で設立できる社会目的をもつ一般協同組合と社会的協同組合の地域的結成と促進に核心があるという内容だ。互酬の協同組合へむけて事業の法制化の議論で、翌12月末には超党派で成立した。これは日本では考えられない政治的ダイナミックな動きであつた。

第4回日韓社会的経済セミナー（2012）東京

(1) 「生活支援戦略」の「多様な働き方」に注目（日本）

第4回日韓社会的企業セミナーは、「社会的事業所促進法」大綱案をまとめ、「生活支援戦略」を構想中の厚生労働省に「労働統合型の就労支援」をもちこもうという日本の動きに呼応して東京で開かれ、厚生労働省地域福祉課の熊木生活困窮者自立支援室長が登場して開かれた。「社会的排除」にあつた人たちの「社会的包摂」の必要性の気運をさらに高めるため、韓国での制度化によって生み出された680を超える認証社会的企業と地域社会で準備されている1,500近い予備社会的企業の「課題と展望」を、イ・インジェ韓神大学校教授の講演として行われ、第1次5か年から第2次5か年に向かう社会的企業の生態系が論じられた。

(2) 当事者雇用と地域社会でのチャレンジを報告（韓国）

シンポジウムでは、共同連と法制度以前から固い絆のあるキム・ジョンヨル（初代障害友権益研究所所長）が、社会的企業中央会代表として、自ら障害者生産共同体リドリックを率いて重度障害

者の就労の場を職員75名中53名（2011）で確保、4億1,619万円を売上げている実態を報告した。イ・ビョンバク京畿広域自活センター長が「韓国の労働統合型社会的企業の現状と実践」を2つの具体的事業で地域社会からの活動を報告した。一つはリサイクル代替企業連合会で、自活事業から転換した13の社会的企業と1つの予備社会的企業の事業連合で400名を雇用、300億ウォンを売り上げる。事業目的は①貧困問題の解決のために社会的連帯を通じての安定的な雇用創出、②廃棄物の「環境に優しい処理」とリサイクル事業の拡大・発展、③企業利潤の社会還元を通じて共に生きる社会づくり、④新しい労働・企業文化の創出一協同労働の価値実現と参加型労働者の労働権の実現、平等的な仕組みの新しい企業文化の形成をあげる。もう一つは、ナムヤンジュ地域自活センターに生まれた自活共同体が「仕事と分かち合い」という名の社会的企業を「協同組合基本法」の成立によって可能となった社会的協同組合への転換を進める試みだ。

それに対し、日本側からは制度がない中で、「共に働く」立場から自律型社会的事業所をホームレスの場に企業組合あうんを創ってきた中村光男や多摩団地の障害者就労をあしたや共働企画の長尾すみ江から語られた。それに「社会的事業所促進法」大綱案をまとめた堀利和共同連代表の議論の途中に、厚生労働省地域福祉課の熊木生活困窮者自立支援室長が登場、議論を切り上げて「生活支援戦略と就労支援」の話に移った。これは9月28日から始まる社会保障審議会特別部会前に、そこで示す厚労省案を当事者団体に概略を示す提起で日本での「認証」の可能性に初めて踏み込むものとなった。この時点での厚労省の「多様な働き方」には日本型社会的企業への可能性が一番高かった時期で私たちの期待も大きかったが、その後の政局の激変につれて、就労への出口なき訓練・教育の「中間的就労」へ大きく舵を切る動きになっていく。

3 日韓の市民交流 共通性と差異性

日本 60年代に「もう一つの経済」をめざす事業形態

1960年の韓国4月革命と日本の「安保・三池」闘争の同時代的体験を経て、日本社会は経済発展を背景に市民社会の有力な手法として「もう一つの経済」をめざす事業形態が生み出される。大地を守る会に見られる株式会社形態、生活クラブの予約班別共同購入の自主運営・自主管理の協同組合形態、共同連の共に働く共働事業所形態、ワーカーズ・コレクティブのような市民資本の小口出資形態、JA婦人部の地産地消の農村ワーカーズ形態、オルタトレードのようなフェアトレード方式などで始まり、独立・自律型の事業形態が地域社会にそれぞれ根をはるようになった。

韓国社会は軍事独裁政権から光州事件に至る暗い時代の中で、民意を育て地域社会に根を張ったのは信用協同組合である。ソウル開発の中で立ち退きを強要される人たちの貧民運動が生まれる。信協京畿道連合会が消費者運動家野村かつ子の紹介で生活クラブを訪問した。韓国では未成立の生協づくりのために1990年、生活クラブ連合会と「覚書」を交わして以降、長期研修生が生活クラブ各単協にやってきた。同じ頃それらはグリーンコープ、パルシステムや、Sコープと原州の農業生協など独立系生協との交流のうねりとなっていく。また障害者運動や石けん運動、医療生協、大学生協の日韓交流、環境運動などの分野別にも交流が高まっていく。しかし日本の社会運動と社会事業は草創期の創造的なダイナミックな時期を終え、システム固定化の時代に入り、「空白の20年」

という長い停滞期になっていた。個人化と自己責任論理に呪縛される時代であったから、その意味では交流は、韓国民主化過程の空気と価値と原則にのっとなって法人格のない中で生協づくりを進める韓国各地域での動きに常に触発されつづけた。

韓国 「国民生活基礎保障法」と自活センター、自活共同体の創出

日韓の市民社会の力学を大きく変えたのは、1997年、韓国を襲ったIMF経済危機が韓国における「生産的福祉」の就労創出の場を自活共同体の自活事業へ眼を向けたことに始まる。「生活保護法」に代えて「国民生活基礎保障法」の下に、稼働労働力を持ちながら失業にさらされる人々だけでなく、社会的排除にあう弱い人々や若者に就労の機会を創り出す試みである。それは日本の福祉的就労と似てはいるが、共同と共生の強いものがあり、グリーンコープや共同連がその草創期に共同体を名乗る時代をほうふつさせる。

2002年春、私は自活共同体を城南市の縫製工場における排除にあう女性たち30%を含んだ就労を組み込んだ労働現場をルポし、アジアでイタリアのB型社会協同組合に似た仕組みが生まれていると実感した⁽¹⁹⁾。それが「脆弱階層」という規定（それぞれの世代・性別の平均賃金の60%以下が対象）を軸に据えた労働統合型の「社会的企業育成法」となり、さらに「協同組合基本法」を超党派で決め推し進めたのも、地域での社会問題解決への熱意である。

その間の劇的な変化と事情は、現ソウル市長のパクウォンスンの2003年の2つの著書に詳しい⁽²⁰⁾。事態は大きく変化していた。“韓国の市民運動は何より活気がある。戦闘的で政治的だ。…「強い政府に強い市民運動」を生んだ。参与連帯、経実連（経済正義実践市民連合）、環境政治連合…。参与連帯の場合、第15代国会（1996～2000）において80件余りの法案を請願し、そのうち半分程度は成立を勝ち取ってきた。…日本の市民運動については、あまりに小さなことに執着して全体の変革のための運動が不十分…、日本の市民活動は分散孤立型だ。…何より日本の市民団体は全国的ネットワークをもっておらず、みすぼらしくもある。”“3ヵ月間の日本滞在を通じて、日本の社会のすみずみに息づいている地域社会や地域運動というものを発見し、個人の良心と努力、献身と相まって、法にもとづいた西欧の公共社会とはちがったしっかりした共同体をなしていることを感じた…日本社会が蓄積してきた草の根の地域運動の歴史は韓国の市民運動が学ぶべき良い経験



城南自活センターの労働作業所の縫製工場での就労（筆者が写す、2002）

(19) 拙稿「韓国住民生協グループの社会運動—貧民運動・民主化闘争を踏まえ、地域社会で社会的弱者の自立を支援」（『社会運動』268号）2002.7。

(20) 『韓国市民活動家のまなざし—日本社会の希望を求めて—』（参加型システム研究所編、風土社）、追補本、2003。

に充ちている…とくに生協は印象的だ…”。

パクウォンソンが生み出したシンクタンク韓国希望製作所は、カンネオンが来日して日本希望製作所を生み、精力的に韓日市民運動交流とまちづくり、社会的企業の紹介の輪を広げていったのは記憶に新しい。

若手の社会的企業研究者への期待

日韓社会的企業セミナーを通じて日本の若い研究者たちとの交遊も深まった。関西での共生型経済推進フォーラムで、京大大学院の濱西栄司は古いリスク、日本型福祉レジームから排除される受苦、新しいリスクが女性／若者に重層化しているとして「日本型ソーシャル・ガバナンス」の重要性をいち早く強調した⁽²¹⁾。東大大学院の米澤旦は『労働統合型社会的企業の可能性—障害者就労における社会的包摂へのアプローチ』で登場、その意義は若い世代が「労働統合型社会的企業」という用語でもって論壇にデビューしたこと自体にある⁽²²⁾。

濱西は米澤論の意義を2点にわたって指摘する⁽²³⁾。「1つ目はWISEの実証的な分析枠組みを具体的に構築した点。とりわけ独立モデルに媒介モデルを対置させるだけでなく、互酬重視の欧州型媒介モデルをも批判することで原理混合型の媒介モデルを提起した功績は大きいとする。但し、欧州型媒介モデルが互酬を重視するのは、その社会的企業定義（コミュニティの利益、市民集団による立ち上げ、意思決定、参加型などの「社会的側面」）にすでに互酬性が組み込まれていることに由来する。もし本書において定義と分析枠組みが僅かでも衝突するのであれば、欧州型媒介モデルに戻るか、対象を組織一般へと拡大していくかしかないだろう。関連して、本書で独立モデルとして批判されている諸研究の一部は、社会的企業の定義や同定指標に関わる規範的研究であり、社会的企業と同定された活動のメカニズムを説明しようとする本書の研究とは次元が異なる。新しい現象や境界例が現れる現代・日本においては、規範的研究が今後も不可欠であろう」と冷静に指摘している。

「本書のもう1つの意義は、世界的に見ても稀なほど徹底した反能力主義に基づいて労働統合を実践しようとする共同連をはじめ本格的に紹介し、さらに動員資源やセクター内の位、組織内の多様性を経験的に明らかにした点にある」としながらコンフリクト論については「欧州の議論を発展させようとする分析には、共同連側からの指摘にもある通り、少し強引な解釈も含まれている」として事例をあげている。「…ズレ・対立が合意に向かう過程は独立モデルでも描きうるし、合意に達している共同連の分析にはそのほうが有効だという指摘もありえる。実践者側にとって、内部に「対立」があると見なされることは実被害につながるだけに、解釈は慎重になされる必要がある」としたのも実践の現場解決への勧めとして大事な指摘であった。

この点に関しては名古屋大学大学院の伊藤綾香のわっぱの会を事例にした論考があり、5期に分けての当事者概念の変化を追っている⁽²⁴⁾。共働・共生で培った日常性がはたしてコンフリクト論

(21) 「新しい社会リスクと日本型ソーシャル・ガバナンス—社会的企業聞き取り調査の分析を中心に」注5に掲載。

(22) ミネルヴァ書房、2011。

(23) 濱西栄司（ノートルダム清心女子大学文学部講師）『社会学評論』（日本社会学会）251号、2012.12。

(24) 「障害者運動における当事者概念と労働観の変遷」名古屋大学社会学論集、2011。

で斬れるのか、も示している。人間関係資源という異質で多様・多元な要素の中での意見の扱いと合意に至るには衝突・破裂によって次への展開にみるのではなく、異質や多様・多元に対する信頼、配慮を加えることの方がより深い打開に至るケースが多いからだ。

ハイブリッド組織を私流に言わせれば、ステークホルダー論に戻して、非営利協同の互酬組織を考察することの重要性である。事業を支える人間関係資源に、交換や再分配に長けた人がいれば、あるいは求めてその力を借りて互惠市場を豊富化させることであり、最初から無定形にハイブリッドに踏み込めばそれこそ胡蝶夢に終わりかねない。戦略的実践家である河野栄次生活クラブ連合会前会長は「事業として成功する率は51%で49%は失敗している」とよく語ったが、その意味で価値と原則が事業の背骨を貫いているか、提案に現実的リアリティがあるか、提案に信頼性が高まるかどうか、現場では問われ続けている。

韓国 結社体を問い共同社会経済への着実な積み重ね

「グローバル化の中の共済の社会的役割」と題して協同組合フォーラムのシンポジウムで基調講演に立ったパク・スンオクは、「韓米FTAと韓国の共済事業」と題して語った⁽²⁵⁾。「共済組合運動は結社体・結社性の確立からやり直さなければならない」とのまとめで締めくくった話は、アジアに広く多様に存在する草の根共同体主義を、〈国家主義〉ではなく地域での〈社会包摂〉の仕組みとして再生させようと呼びかける、現代アソシエーション革命の流れに位置付ける画期的なものだった。

韓国の共済組合運動の歴史を1910年以降の日本帝国主義の朝鮮侵略以降としながら、西洋でも中世時代のコミュニオンとギルド組織の共同体の解体で農民が都市に追われ、労働者になるしかなかった時代に、労働者が飢え死にしないために自ら自立・自治の労働者組織である協同組合と共済組合、友愛組合をつくり替えたとし朝鮮にあった近代以前の労働共同体、農民共同体のコミュニオンに似たドウレの伝統の重要性に触れた。その伝統が農民の飢え死にを救ったという。ドウレ共同体の単位はほかでもない今日まで地名に残っている里と洞。ドウレ、契、ポ（寶）、ト（徒）、チョブ（接）、モコジなど様々な名前の共同体組織が存在、特に村会、郷会、村契、洞契の地域自治共同体としてその名を今に残す。

3.1 独立運動直後の1920年4月、韓国最初の全国労働団体である朝鮮労働共済会が労働者と社会運動家600余名で設立、植民地時代に1万5千余人を組織、解放運動の主要な指導者を網羅した。様々な大衆の労働者結社体、共同体運動を繰り広げた。

注目されるのは、1960年以降の民主化運動と韓国労働運動は階級闘争と民族解放の国家主義的性格が強く、共済、協同組合を改良主義、中間層の運動とみなしてきたが、今、地域社会を基盤とした結社体運動が共済、協同組合運動として起こってきているとした点だ。マルクスは国家を廃絶した自由人たちの連合体としての理想社会を描いたが、ソ連型は国家に権力を集中する社会主義となったと批判、「進歩主義者の強い国家主義的傾向はそのまま福祉国家論につながり、人びとみずからの自立・自治運動に対する軽視につながった」、「福祉国家論のもっとも大きな問題は、国家と

(25) 「協同組合フォーラム」主催、グリーンコープ共同体、消費者信用生協、生活クラブ連合会、2012.9.6。

市場という思考の枠に閉じ込められている」、「2012年の協同組合基本法の発効は、生協運動が新しい協同組合運動と連帯しながら、国家主義を克服する草の根共同体主義と、福祉国家論を克服する共同体福祉論の方向に進んでゆくだらう」とした点だ。

「2012生活クラブ神奈川&パルンドウレ生協交流」で江原道原州を訪れた。原州市は人口32万人の小都市。1997年のIMF危機の中で、代案社会の実現が目指され協同組合運動協議会（現在は共同社会経済ネットワーク）が重層的に、今では19団体で3万5千名の組合員、人口の10%を占める、従事者460余名の共同社会経済が息づく所だ。この小さな都市での経験が「協同組合基本法」を生むきっかけになっている。原州では、都市と農村が協力と連帯をつうじて共にすすむ新たな協同組合が1985年、モンドラゴン協同組合共同体の労働者協同組合方式と生活クラブの予約班別共同購入方式とをヒントに、互惠の生産と労働、互惠の取引で都農産直組織として原州消費者協同組合が結成されたと記録されている。「空と大地と水と食卓を取戻し、すべての命が一つの家に暮らすように」「食卓から新しい共同体の世界をひらいてみようという生命運動」が起こる。

21世紀に入って、協同基金、協同社会経済ネットワークの地域中間支援組織によってさまざまな新しい事業体が、社会的排除にあう人たちへの就労支援として機能していた。それらは、農業、加工・流通9、消費者分野5、社会サービス5、信用2、文化2、環境エコ2にのぼるが、「生命共同体のための社会的経済組織協約文」（2011）で強固に連帯、新たな地域事業モデルに努力していた。予備社会的企業のおもち生産の「幸福なシルボル」は、障害者自立生活センターの仕事事業団として2009年から事業を開始、法人としては労働者生産協同組合を目指していた。また昼食をした「親環境給食マッドウレ」（農業会社法人）も社会的企業であるが、2008年に5団体をネットワークしたコンソーシアムとして設立され、欠食児童給食支援事業として、現在320人にローカルフードの供給を続け、社会的協同組合への転換を模索する。原州生協と生命農協は、親環境農産物流通専門会社をネットワーク型で構想するなど地域産業への意欲を見せる。（表4参照）

ここはハンサルリム宣言を生んだ地だ。「産業文明が全ての世の中を荒廃させ、急速に生命を破壊している今日の殺しの状況に対して、今、全世界的に起こっている要請は、まさに生命の世界観確立と、これに立脚した新しい生活様式の創造です」から始まる。

その集まりは1988年6月に準備研究会として始まり、5次の議論の後、創立の準備委員会にな

表4 原州共同社会経済ネットワーク—自律と多重・多様な形態の活用—

| | | | |
|----------------|------|----------------|----------|
| 原州バルグム信用協同組合 | 1972 | サンジ大学生協同組合 | 2005 |
| 原州生活協同組合 | 1989 | チャムコッ子ども教育協同組合 | 2005 |
| 原州ハンサルリム生活協同組合 | 1985 | 文化消費者生活協同組合 | 2007 |
| 南漢江サムド生活協同組合 | 2003 | カルゴリ愛の村 | 1991 |
| 原州医療生活協同組合 | 2002 | (株)サルリム農産 | 2008 |
| 聖公会原州わかちあいの家 | 1999 | (合)ヘッサルナム | 2007 |
| 原州自活センター | 2001 | (有)ダジャウオン | 2010 |
| 原州共同育児協同組合 | 1999 | 親環境給食マッドウレ(株) | 2008 |
| 原州カトリック農民会営農組合 | 1976 | ノナメギ(株) | 2010 |
| 原州老人生活協同組合 | 2005 | | (数字は設立年) |

り、11回の勉強モイム、4回の討論会を開いて創立された。私は2007年、ドウレ生協連合会の「新しい労働」の議論に神奈川W.co連合会の中村久子とで招かれたが、その議論のしかたは「宣言」の形成に習うものだった。2年間にわたってドウレモイムで議論されまとめられた発表会で、そこで広く批判や指摘を受ける討論であった。この目的や価値と原則を精緻に共有しあう討議方式は、昨今はやりの熟議を超えるものがあった。

もっとも新しい情報として、キムギデ韓国協同組合研究所所長が「韓国の協同組合基本法と協同組合の最新情報」の講演があった⁽²⁶⁾。施行後半年で総計1210（一般協同組合1169、社会的協同組合37、一般協同組合連合会4）の新協同組合が2013年5月末で生まれたと報告した。今年末で3千件ぐらいの認可（受理）を予測しているという。

韓国社会のいたるところで「どんな協同組合を創ろうか」が語られているという各地からの夢多い話を日本人は雇われることに習い性になっているため「考える労働」のことが考えられない。1千万都市ソウルがこの11月、開こうとしている「国際協同組合展示会と大講演会」は20世紀の幕開けに鉄と電気の産業博の万国博覧会とは違って、21世紀の格差社会の問題解決として現代的な相互扶助・互酬性の原理で地域の仕事おこしをしようとする試みの持つ意味は大きい。人々をマスとして動員するのではなく確実に「考える労働」を創り出す人々をつなごうとしている。それは自治する町を創り出すことと同義語で、地域をもたないグローバリズムとの対峙・対抗をいたるところに描き、築くだろう。互酬性に共感する主体が3%形成されれば地域10%の経済圏を築くことが可能になる。市場のようにスケールメリットを追わなくてもそうした経済圏が産み出されていくことが弱肉強食論理と対抗する社会的対抗軸になっていくだろう。

日本 喫緊の当事者のネットワークと自律性への固い意志

大震災とフクシマ原発事故を克服する道をめぐって、【互酬性】と【市場性】の力点の置きどころによって復興計画がどのように変わるかを明らかにしつつあるように見える。岩手県方式の当事者を大事にする復興計画と宮城県方式の外からの大型のトップダウンの違いがそれだ。だが大手マスコミはそれを伝えようとはしない。丸山茂樹は「岩手県宮古市・重茂漁協の復興への取組みと特徴点」で、共同精神で漁船の共同利用制による復興と6次産業化の実践を報告している⁽²⁷⁾。814隻が被災したなか、全国から中古船を漁協に集めて共同利用制を意思決定していく（地域力）復元の過程を描く。

共同連全国大会の「社会的排除にあう人々のネットワーク」の分科会は4年前から始まり当事者の肉声が刻まれた。その時、企業組合あうんの中村光男は法制化以上に「社会的排除にあう団体のネットワーク」の形成を強調した。昨年分科会では薬物・麻薬依存症者の日本ダルク本部の近藤恒夫は「1985年にダルクが東京に誕生して以来、現在49ヶ所67施設があるがつぶれたのはない、信用がなく借金できなかった。社会に必要とされている限り、つぶれてしまわないのがダルクである。本人同士が助け合うという治療の価値は、他に比べるものがない。薬物依存症者は他の薬物依

⁽²⁶⁾ 日本希望製作所主催、協賛市民セクター政策機構「協同組合×起業＝コミュニティ」2013.7.13。

⁽²⁷⁾ 丸山茂樹、協同組合経営研究誌『にじ』社団法人JC総研636号、2011冬号。

存症者のもっともすぐれた理解者であり、援助の手を差し伸べることが出来る」と語った。

東京多摩地域で事業活動を推し進めるやまぼうしの伊藤勲は、認定NPOを足掛かりに、「社会的に排除されている人と共に生き・働く、新たな社会的事業所づくり」にむけた重層的なネットワーク作りめざしその基軸に都市と農村の共生・対流事業、福祉と農の連携、都市部と農村部での共生型グループホームや多機能複合型事業拠点の形成などの具体化に向けた中間支援組織の取組みに意欲を示している。法政大学のエッグドーム内にスローワールドカフェを開店、地域に拓く大きな役割を果たしたが、大学が特例子会社ではなく日本型社会的企業を拓く役割に期待している。障害者アグリ雇用事業プランで、耕作放棄地・廃校等の検討や就労モデルを事業団体が、現地調査を法政大学現代福祉学部や社会学部の協力を得て、全国説明会に打って出るプランなど具体的に構想された⁽²⁸⁾。多摩という地は排除と闘う小さな社会団体が多くあり、イタリアのトレントのようなローカルネットワークの拠点となる夢多い地になることが目下の課題だ。多摩手箱ギフトセットはその共働連携の“はじめの一歩”だ。

この夏、関西と関東の社会的企業の交流の場を企画中の場に飛び込んできた農村ワーカーズを育てるJC総研の根岸久子のお話をぜひ紹介して終わりたい。「輸入理論の振り回しはダメよ」と切りだして、農村の多くの限界集落のなかに1万カ所を超えた直売所の女たちの自立をなぜ社会的企業としてもっととりあげないのと一喝された。今、そこは国とJAの営業一点張りの中で、集落を支える大事な芽が腰折れしかねない危機の中にあるという。その実態をもっと研究者は中に入って把握すべきだというのだ。

そういえば、イタリアの社会協同組合紹介の先駆けを担った佐藤紘毅の所へ、ボルザガが最近送ってきた手紙で、社会協同組合の数字が今まで総数7,000程度とされてきたのと違って2008年時点のものだが、2倍近い13,938もあったと訂正してきたという⁽²⁹⁾。EMESを席卷するトレント大学の教授にしてこうなのだ。それほどにサードセクターの実態はほとんどわからないベールの中にある。

日韓の社会的企業は、アジアの官治型ガバナンスを突き抜ける構想力・想像力が問われており、韓国での歴史的な共同体を現代に生かす手法を共有しながら、アジアの地域性にあった都市と農業・水産・酪農の地方を結ぶ互惠事業が課題になろうとしているし、その実践の現場に立ちながら歩くしかない。そしてそのキーワードはタテ社会をヨコに組み替える「共に働く」の創作的具体化であるだろう。（文中敬称略）

（かしい・ひろゆき 共生型経済推進フォーラム理事・共同連運営・委員参加型システム研究所客員研究員）

⁽²⁸⁾ 伊藤勲「障害者アグリ雇用検討プロジェクト」（案）2013.6。

⁽²⁹⁾ 佐藤紘毅“イタリアの「社会協同組合」—その形成と異議—”（『社会運動』211号）1997.11、佐藤編『社会的に不利な立場の人々とB型社会協同組合』（市民セクター政策機構ブックレット）2004、『イタリア社会協同組合B型をたずねて』伊藤由理子・佐藤編、同時代社、2006。